令和８年（フ）第６１７４号
神奈川県横浜市神奈川区六角橋４丁目13―29
債務者　萬田　盛子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　針谷侯一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１５号
岐阜市三田洞東１丁目11番８―202号（東海三田洞ハイツ１棟）、前住所岐阜市本荘西２丁目16番地（笠井ビル　303号室）
債務者　近藤　　和
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　　壽
4　破産債権の届出期間　令和８年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１５３９号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原49番地27
債務者　西沢ゴーメスアンドレ寿美男
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正俊
4　破産債権の届出期間　令和８年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月８日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６１７９号
東京都葛飾区白鳥２丁目22―９
債務者　山下　昌孝
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　太史
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６５号
東京都江東区南砂１丁目18―１―312
債務者　古川　広己
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　浩司
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２４１号
東京都目黒区目黒本町３丁目３―13―202
債務者　中島　　楓
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　征司
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８３０号
仙台市太白区富沢１丁目１番30―302号
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８３２号
仙台市若林区上飯田３丁目20番３号　サンフォーレⅢ311
債務者　佐藤憲理子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７１号
仙台市青葉区国見４丁目10番23号　フォレストヒルサイド国見101
債務者　大下　優希
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２０号
宮城県登米市米山町西野字下小路10番地１　グレイスＹ　104号室
債務者　遠藤　弘幸
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第２２号
宮城県登米市迫町佐沼字大網129番地２
債務者　鈴木麻梨乃
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第１３２号
福島県いわき市内郷宮町宮沢61番地の41　県営住宅２―101、従前の住所福島県いわき市内郷宮町宮沢61番地の41　県営住宅３―104
債務者　鈴木　勝利
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１３５号
福島県いわき市錦町成沢44番地の１
債務者　鷺　　拓也
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１３９号
福島県いわき市平下平窪字笹ノ田45番地　コーポスズキＡ１―１
債務者　金成　直樹
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福島地方裁判所いわき支部